



# 生涯学習だより

子どもからお年寄りまで、仲間と一緒にいろいろなことを学んだり、楽しんだり、生涯学習にチャレンジしましょう。

## 平成27年度 公民館講座受講生募集

公民館では、10月から後期講座を開催します。  
あなたの生活を楽しく豊かにできるきっかけづくりになればと考えていますので、ぜひご参加ください。

講座名	日程	時間	講師	定員	回数	場所	参加料
1 お茶を慈しみ日々を楽しむ	10月～12月 第1・3水曜日	19:00～20:30	津曲 幸枝	10	6	中央公民館	お茶・お菓子代 3,000円 (6回分)
	表千家のお点前です。家庭で簡単に飲むためにも作法があります。初心者のための椅子に座っての講座です。申込時に3,000円必要です。						
2 囲碁講座	10月～3月 第2土曜日	10:00～12:00	東郷 久盛	20	6	市木公民館	無料
	小・中学生～高齢者まで楽しめます。初めての方対象です。囲碁は先を読むことの大切なゲームです。頭の回転が今以上によくなります。楽しく学びましょう。						
3 ワイン入門 I～II (基礎知識～テイasting)	11月 6日(金) 11月 13日(金)	19:00～21:00	武田 育也	15	2	旧吉松家住宅	3,000円 (2回分)
	ワインの基礎知識からテイastingまで指導します。ワイン代2回分3,000円を添えて申込んでください。また、車での参加はご遠慮ください。						
4 知らなかった！初めて聞いた！ 串間史	10月26日(月)	13:30～16:00	宮田 浩二	20	1	旧吉松家住宅 よりバスツアー	無料
	串間に住んでいるのに、串間の歴史なんにも知らなくてビックリ！初めての話を楽しみましょう。						

- 申込締切=9月25日(金) 先着順
- 申込方法=中央公民館で直接申込。ただし、参加費無料の講座申込は電話でも可。  
※参加費が伴う講座は、必ず中央公民館で参加費を添えて直接申し込んでください。  
※参加費は欠席されてもお返しできません。ご注意ください。
- 申込・問い合わせ先=串間市中央公民館(〒888-0001 串間市大字西方9050番地 ☎72-1846)



# 障がい者を支援するための各種制度などを紹介します

**身体障害者タクシー等  
利用料金助成**  
身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

- 内容Ⅱ 利用券1枚につき、タクシーなどの小型車初乗り料金を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
- 交付方法Ⅱ 1人につき年度あたり24枚を交付  
※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付

## 障害者住宅改造助成

在宅の障がい者(児)(手帳の等級制限あり)のいる世帯に対し、その住宅を居住に適するよう改造するために要する費用を助成し、自立した生活の維持・促進および介護者の負担軽減を図ります。

ただし、新築や家屋の基本的構造を変えるような大規模な内容の場合は助成の対象とはなりません。また、老朽化に伴う修理や修繕が目的の事

各種制度で条件が異なります。詳細はお問い合わせください。

業ではありません。

- 内容Ⅱ 居住家屋で既存の浴室、便所、玄関、台所、廊下などについて、対象者の負担軽減に必要と認められる部分。  
※上限は40万円(介護保険法による住宅改修対象者については上限20万円)ですが、生計中心者の所得状況により全額助成とならない場合があります。

## 重度・心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。

## 未就学児ことばの教室

ことばの発達のための訓練指導教室を開催しています。対象は原則的に市内に居住する未就学児で、ことばの発達

問い合わせ先

福祉事務所自立支援係 ☎71-0333 (内線502、503、504)

## 宮崎県思いやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して「おもいやり駐車場利用証」を交付していただきます。この利用証を利用して、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。対象者など詳細はお問い合わせください。

- 支給要件Ⅱ 対象者児童が一定の障がい状態にあること。対象児童が20歳未満であること。児童が施設等に入室していないこと。手当を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなど。
- 手当額Ⅱ 1級(重度) 月額51,100円、2級(中等度) 月額34,030円

## 特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で20歳以上の方に支給されます。

- 手当額Ⅱ 26,620円

## 障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護

## 特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書によ

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語および健全な発達を支援するため補聴器の購入費用等の一部を助成します。

## 場所Ⅱ 総合保健福祉センター

指導時間Ⅱ 1回40分(開始時刻は調整により決定)

※利用を希望される場合、申込手続きが必要です。

※利用を希望される場合、申込

日時を調整により決定)

## 毎年9月は「障害者雇用支援月間」

当事者や事業者、地域住民への周知理解を図り、障がい者の方々の自立促進や社会参加などを目的としています。当市におきましても、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業、福祉作業所などと連携しながら、雇用促進を行っています。お気軽にお問合せください。